

平成 2 9 年
第 3 回定例会
会 議 録

平成 2 9 年 9 月 1 2 日

平成29年第3回 江 差 町 議 会 定 例 会
(第 1 号)

◎ 期日及び場所

平成29年9月12日(火) 午前10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会 期 の 決 定
〔議 長 諸般の報告〕
日程第 3 閉会中の継続調査の申し出について
〔町 長 行政報告〕
日程第 4 一 般 質 問
- 日程第 5 報告第 1号 平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第 6 報告第 2号 和解及び損害賠償額の決定の専決処分について
日程第 7 認定第 1号 平成28年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8 認定第 2号 平成28年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算
の認定について
日程第 9 認定第 3号 平成28年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について
日程第10 認定第 4号 平成28年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について
日程第11 認定第 5号 平成28年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
の認定について
日程第12 認定第 6号 平成28年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳
出決算の認定について
日程第13 認定第 7号 平成28年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
日程第14 認定第 8号 平成28年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
日程第15 認定第 9号 平成28年度江差町水道事業会計決算の認定について
日程第16 議案第 1号 江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例について
日程第17 議案第 2号 江差町立幼稚園設置条例を廃止する条例の制定について

日程第18	議案第3号	平成29年度江差町一般会計補正予算（第6号）について
日程第19	議案第4号	平成29年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）について
日程第20	議案第5号	平成29年度江差町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第21	議案第6号	平成29年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第22	議案第7号	平成29年度江差町水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第23	同意第1号	教育委員会委員の任命について
日程第24	同意第2号	固定資産評価審査委員会委員の任命について
日程第25	発議第1号	適正な地方財政計画の策定を求める意見書の提出について
日程第26	発議第2号	道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について
日程第27	発議第3号	教職員の長時間労働是正を求める意見書の提出について
日程第28	議案第4号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第29	議案第5号	「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について
日程第30	発議第6号	森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める意見書の提出について
日程第31	発議第7号	受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書の提出について
日程第32	発議第8号	オスプレイ飛行訓練の中止等を求める意見書の提出について
日程第33	発議第9号	北朝鮮による核実験・弾道ミサイルの発射に抗議する意見書の提出について
日程第34	発議第10号	議会運営に関する事務調査について

◎ 出席議員（11名）

議	長	打	越	東	亜	夫
議	員	薄	木	晴	隆	午
〃		飯	田	隆	正	一
〃		室	井	正		行
〃		菘	原			徹
〃		小	梅	洋		子
〃		塚	本			眞
〃		西	海	谷		望
〃		若	山	明		廣
〃		小	野	寺		眞
〃		小	林	く	に	こ

◎ 欠席議員（1名）

副	議	長	小	笠	原	淳	夫
---	---	---	---	---	---	---	---

◎ 出席説明者

町	長	照	井	誉	之	介
副	町	田	畑			明
教	育	太	田			誠
総	務	木	村			晃
まちづくり	推進	出	崎	雄	司	
財	政	齊	藤	敏	己	
税	務	安	田	克	臣	
町	民	岸	田	礼	治	
健	康	白	鳥	智	子	
産	業	大	杉	則	明	
追	分	尾	山		徹	
建	設	岸	田	雄	治	
ひ	の	梅	川	年	代	
出	納	岸	田	真	由	美
学	校	中	川		智	
社	会	大	坂	敏	文	
総	務	竹	内		強	
まちづくり	推進	畑		竜	哉	

(議会事務局)

局
書

長
記

清 水 直 樹
秋 山 悦 子

開 会 10:00

(議長)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

(議長)

ただいまの出席議員は、11名です。定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

ただいまから、平成29年第3回江差町議会定例会を開会致します。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布の通りであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により3番、若山議員、4番、西海谷議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定について、を議題と致します。

今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「小野寺委員長」

議長。

(議長)

「小野寺委員長」。

「小野寺委員長」(報告)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「小野寺委員長」（報告）

議会運営委員会からのご報告を申し上げます。

当委員会は、8月30日、9月5日の2日間、委員会を開催し、委員出席のもと町理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受けるとともに、日程及び運営について協議を致しました。

今定例会には、報告2件、認定9件、条例改正等が2件、補正予算が5件、同意2件、議員発議が10件、一般質問は4名の通告であります。詳細につきましては、お手元に配布しております報告書の通りでございます。

以上の内容を踏まえまして、会期を本日12日から13日の2日間とし、一般質問については、これまでと同様に一問一答方式を採用して行うことと致しました。質問の回数は再再質問まで、答弁を含め60分の時間制とします。質問、答弁については、一回目の質問、答弁については演壇により行い、再質問以降は、議員は同じく演壇で、理事者は自席で行うこととします。また、理事者においては、議員からの質問に対して、議長の許可を得て反問出来ることとし、それに要する時間は60分の制限時間外とすることと致します。

以上、議会運営委員会において協議した結果を報告致します。

（議長）

以上で、報告が終わりました。

お諮りします。

今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告の通りしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から2日間とし、一般質問については、一問一答方式で行い、一回目の質問は答弁については、演台でより行い、再再質問、再質問以降は、議員は同じく演台で、理事者は自席で行うことと致します。質問の、質問の回数は再再質問まで、答弁を含め60分の時間制を採用して行うこと、また理事者においては議員から質問に対して、議長の許可を得て、反問できることとし、それに要する時間は、60分の制限時間外とすることに決定致しました。

（議長）

次に、議長からの諸般の報告を致します。

報告内容は、お手元に配付の通りでありますので、ご了承お願い致します。

(議長)

次に、日程第3、閉会中の継続調査の申し出について、を議題と致します。

各常任委員会、特別委員会から、会議規則第76条の規定に基づき、お手元に配付の通り継続調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出の通り、閉会中の継続調査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

(議長)

次に、町長からの行政報告の申し出がありますので、これを許可致します。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(行政報告)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「町長」(行政報告)

始めに、養護老人ホームひのき荘入所者に係る扶養義務者の認定誤りについて、ご報告申し上げます。

去る7月28日並びに8月30日の議会全員協議会におきましてもご報告致しました、養護老人ホームの入所に係る費用徴収につきましては、江差町老人福祉施設費用徴収規則等の規定に基づき、入所者本人及び主たる扶養義務者から収入等による階層区分に応じて決定しているところです。

本来、扶養義務者とすべき方は、入所者の配偶者又は子とされているところですが、配偶者又は子以外の方2名から費用徴収を行っており、本年7月以降の費用徴収額の認定事務を進める中で、7月7日に1件、追加調査を行った結果7月12日に新たに1件、合わせて2件の不適正事務が判明致しました。

費用徴収の対象とすべき主たる扶養義務者の認定につきましては、入所者の扶養義務者のうち配偶者又は子で、原則として入所する際に同一世帯にあった者とされていますが、同居等により事実上扶養している者も扶養義務者になるものとして、1件は兄を、更にもう1件は子の夫を誤認定しておりました。

今回の事務誤りの原因は、対象者の範囲についての解釈を誤ったことに加え、毎年の徴収額の見直し事務において、既に認定した扶養義務者の続柄の再確認をしなかったことによるものです。

誤った徴収額は、1件が平成16年1月から平成29年6月までの13年6ヵ月分で277万6,483円、もう1件は平成19年7月から平成23年7月までの4年1ヵ月分の34万1,321円で、合計額は311万7,804円です。還付に伴います加算すべき予定額は74万8,600円となり、総合計金額は386万6,404円を予定しているところです。

過日、ご迷惑をおかけした2軒を訪問し、事務誤りの説明と謝罪を行ってまいりました。

関係者の皆様へ深くお詫び申し上げますとともに、町議会並びに町民の皆様にもお詫びを申し上げる次第でございます。

今後の再発防止策としまして、関係規則に主たる扶養義務者の範囲を明記することに加え、事務取扱に関する国等からの関係通知の確認を徹底することなどを通じ、信頼回復に職員一丸となって取り組んで参ります。

この度の誤徴収額の全額と還付加算金につきましては、本定例議会での予算補正をお願いし、9月末日までにご本人へ返還して参りたいと考えておりますので、宜しくお願い申し上げます。

次に、養護老人ホームひのき荘の移管時期等について、ご報告申し上げます。

昨年11月29日に社会福祉法人雄心会への移管を決定して以降、当初の整備方針に基づきまして、平成31年4月に現在のひのき荘を譲渡して、引き続き運営を行って頂き、並行して同年に新施設の着工、平成32年中に開設する計画にて、議会をはじめ、町広報等により町民への周知を行って参りました。

この間の協議におきまして、雄心会より、現在の入所者のために少しでも早い改築整備を行いたいとの強い要望を受けており、当初計画の前倒しが可能かどうかも含め協議・検討を重ねた結果、移管時期等に目途がついたところでございます。

まず、現在のひのき荘を当初の整備計画より6ヵ月前倒しをし、平成30年10月1日で雄心会へ建物譲渡及び経営移管をすることで協議が整いました。

また、柳崎町に建設する新しい施設につきましては、平成32年1月に開設する計画と

なったものでございます。

なお、本スケジュールにつきましては、平成30年度の北海道老人福祉施設等整備費、整備費補助金に採択されることが前提となっておりますので、これらの状況を見据えながら、改めて工事等のスケジュールをお示しさせていただきます。

また、ひのき荘の建物譲渡等の財産処分や、老人ホーム設置条例の廃止など、議決を要する案件につきましても、時期を見て改めて議会に上程させていただきますので、ご理解をお願い致します。

最後に、寄附採納について、ご報告申し上げます。

平成29年7月25日、株式会社ユーラス、ユーラス江差風力、代表取締役、高瀬達秀様より、現金190万円のご寄附がございました。

同社は、地域振興の一助として全国の各発電所の立地地域に寄附を行っており、当町へも一昨年よりご寄附を頂いているところです。

ご寄附の用途につきましては意向を踏まえた上で検討、協議をし、コミュニティテント購入や町道江差小学校、江差小学校線の道路照明LED化などの、などに活用させて頂くこととしており、本定例会に補正予算として提案致しております。

以上のご寄附があったことをご報告申し上げますとともに、改めてご厚意に厚くお礼申し上げます、行政報告を終わらせて頂きます。

(議長)

以上で、行政報告を終わります。